

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供 時間数	20分未満 (単位数 163)		20分以上 30分未満 (単位数 244)		30分以上 1時間未満 (単位数 387)		1時間以上 30分を 増すごと (単位数 567+82)	
		利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用料	利用者 負担額 (1割)
身体介護	昼間 (午前 8 時 ～ 午後 6 時)	1,812 円	182 円	2,713 円	272 円	4,303 円	431 円	6,305 円に 911 円を加算	631 円に 92 円を 加算
	早朝 (午前 6 時 ～ 午前 8 時)	2,268 円	227 円	3,391 円	340 円	5,382 円	539 円	7,884 円に 1,145 円を 加算	789 円に 115 円を 加算
	夜間 (午後 6 時～ 午後 10 時)								
	深夜 (午後 10 時 ～ 午前 6 時)	2,724 円	273 円	4,069 円	407 円	6,460 円	646 円	9,463 円に 1,367 円を 加算	947 円に 137 円を 加算
身体介護に引続き生活援助を行った場合									
所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、65 単位 (195 単位を限度とする) を加算した単位数を算定する。									